

政令第 号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年九月一日とする。

理由

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。